

2024公害防止管理者研修

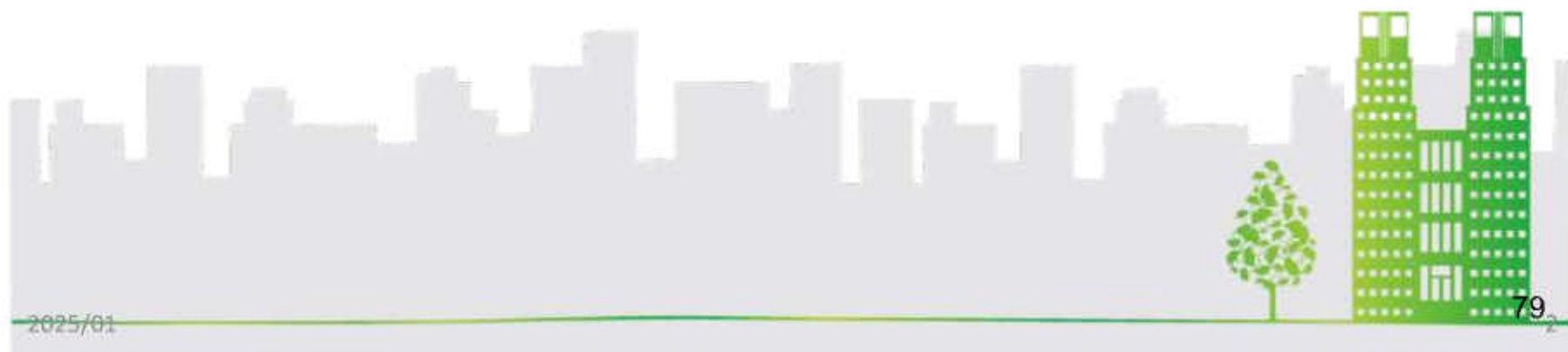
騒音・振動に係る苦情

環境局環境改善部大気保全課

目次

騒音・振動に係る苦情の状況

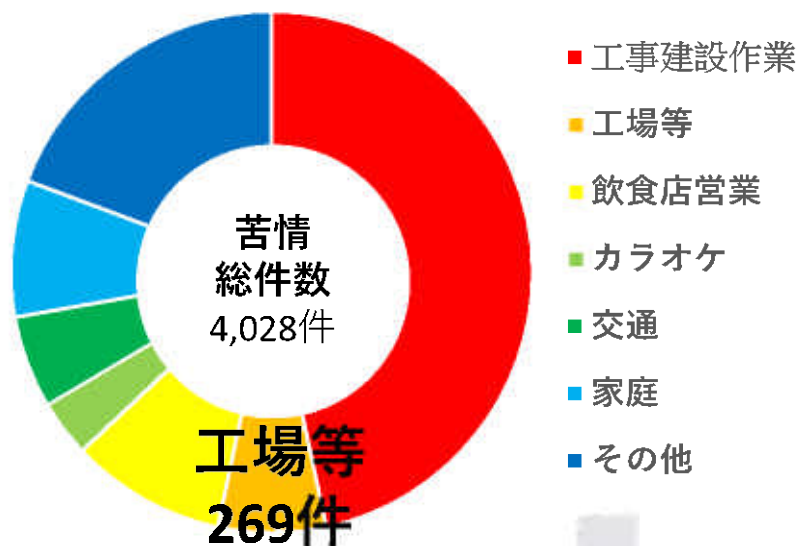
- 1 都内における騒音・振動苦情
- 2 特定工場の苦情等と行政対応
- 3 騒音規制値の確認



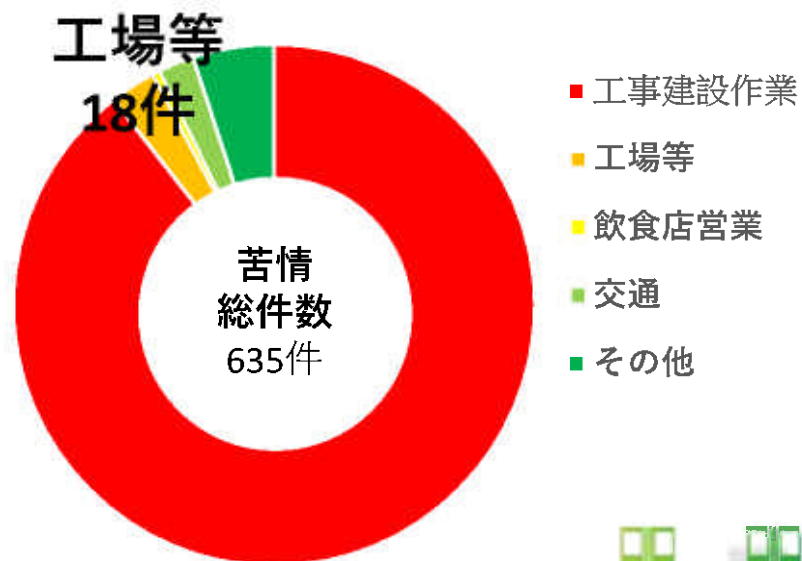
1 都内における騒音・振動苦情

➤ 騒音苦情は、約 7 %

➤ 振動苦情は、約 3 %



令和4年度 都内における騒音苦情件数

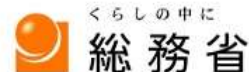


令和4年度 都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和3年12月17日

公害等調整委員会

令和2年度公害苦情調査結果の概要

○令和2年度の全国の公害苦情の受付件数は81,557件であり、対前年度比11,099件増加(+15.8%)

- ・ 典型7公害の苦情は56,123件であり、対前年度比9,568件増加
 - 「騒音」が4,335件、「大気汚染」が2,782件増加した影響が大きい
- ・ 典型7公害以外の苦情は25,434件であり、対前年度比1,531件増加
 - 「生活系」廃棄物（家庭生活から発生するゴミ）の投棄が1,685件増加した影響が大きい
- ・ 発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」の15,987件（19.6%）が最も多く、次いで「工事・建設作業」が11,865件（14.5%）
 - 対前年度比11,099件増加したのは、「焼却（野焼き）」が3,902件増加した影響が大きい

○典型7公害の苦情のうち、解決したと認められるまで地方公共団体が措置を講じた直接処理件数は49,861件

- ・ 約7割は「1週間以内」に処理



1 都内における騒音・振動苦情

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を把握するため、令和2年度公害苦情調査の公表に当たり実施した自治体のアンケート結果を【参考】として記載しています。

自治体アンケートの概要

実施時期：令和3年9月

実施対象：47都道府県及び1,741市区町村（特別区を含む）

回答数：1,568自治体（都道府県及び市区町村）

なお、本文中では、同一自治体内の複数の窓口から回答があった場合は、それぞれを1自治体とカウントしているため、総数は1,660自治体としている。

<大幅に増加した理由>

	大幅に増加した自治体	構成比
総数	229	100.0%
在宅時間の増加	131	57.2%
生活環境に関する考え方の変化	19	8.3%
報告する範囲を変更した	12	5.2%
その他	24	10.5%
わからない	43	18.8%

【参考】《アンケート結果から》

○令和2年度に受付件数が大幅に増加した理由

令和2年度の受付件数は11,099件増加したが、自治体窓口における受付件数について、前年度に比べ大幅な増減があったか聞いたところ、回答した1,660自治体（自治体又はその窓口¹。以下「自治体」という。）のうち、「あまり変わらなかった」が1,351自治体（81.4%）と最も多く、次いで「大幅に増加した」が229自治体（13.8%）、「大幅に減少した」が60自治体（3.6%）、「無回答」が20自治体（1.2%）となっている。

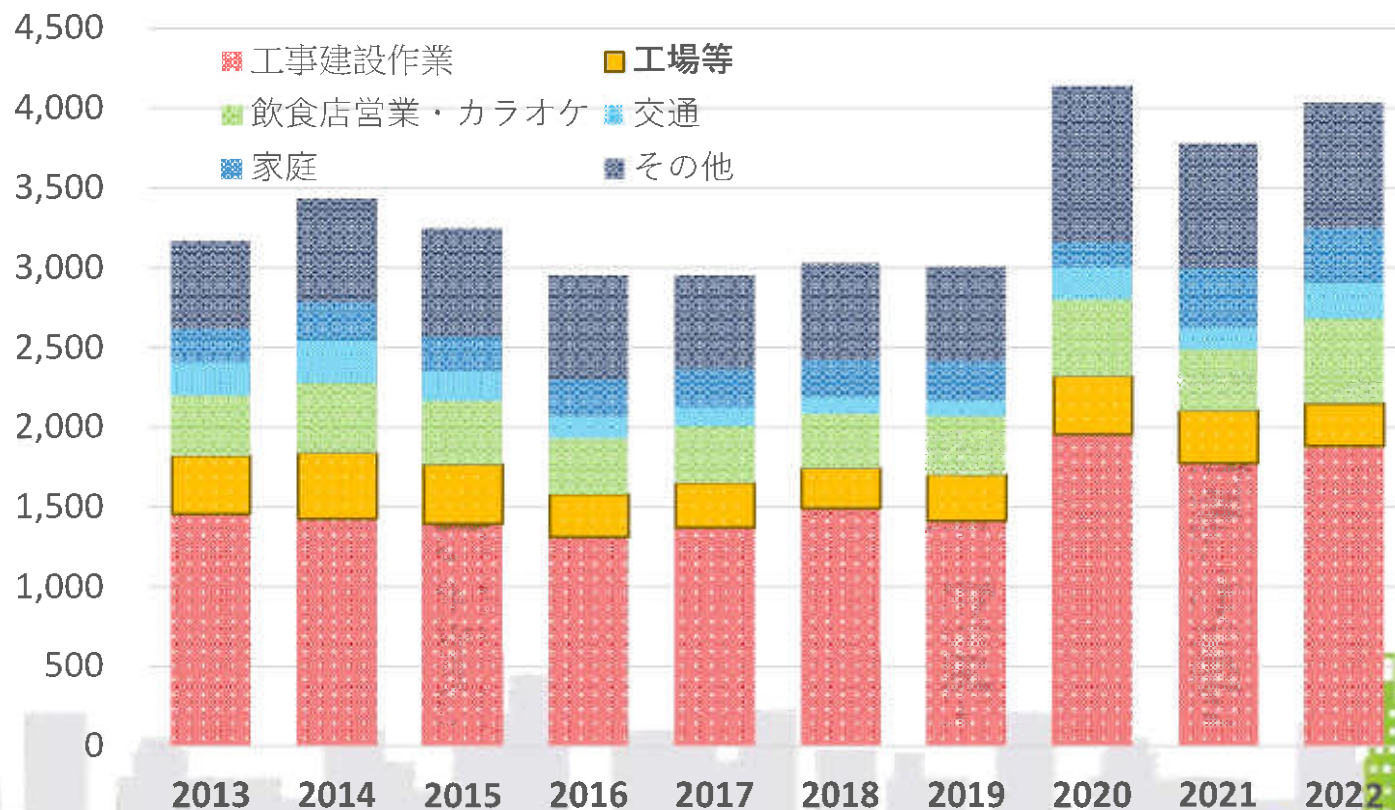
また、「大幅に増加した」と回答した229自治体に理由を聞いたところ、「在宅時間の増加」が131自治体（57.2%）と最も多く、次いで「わからない」が43自治体（18.8%）、「生活環境に関する考え方の変化」が19自治体（8.3%）となっている。

令和2年度公害苦情調査結果概要より抜粋



1 都内における騒音・振動苦情

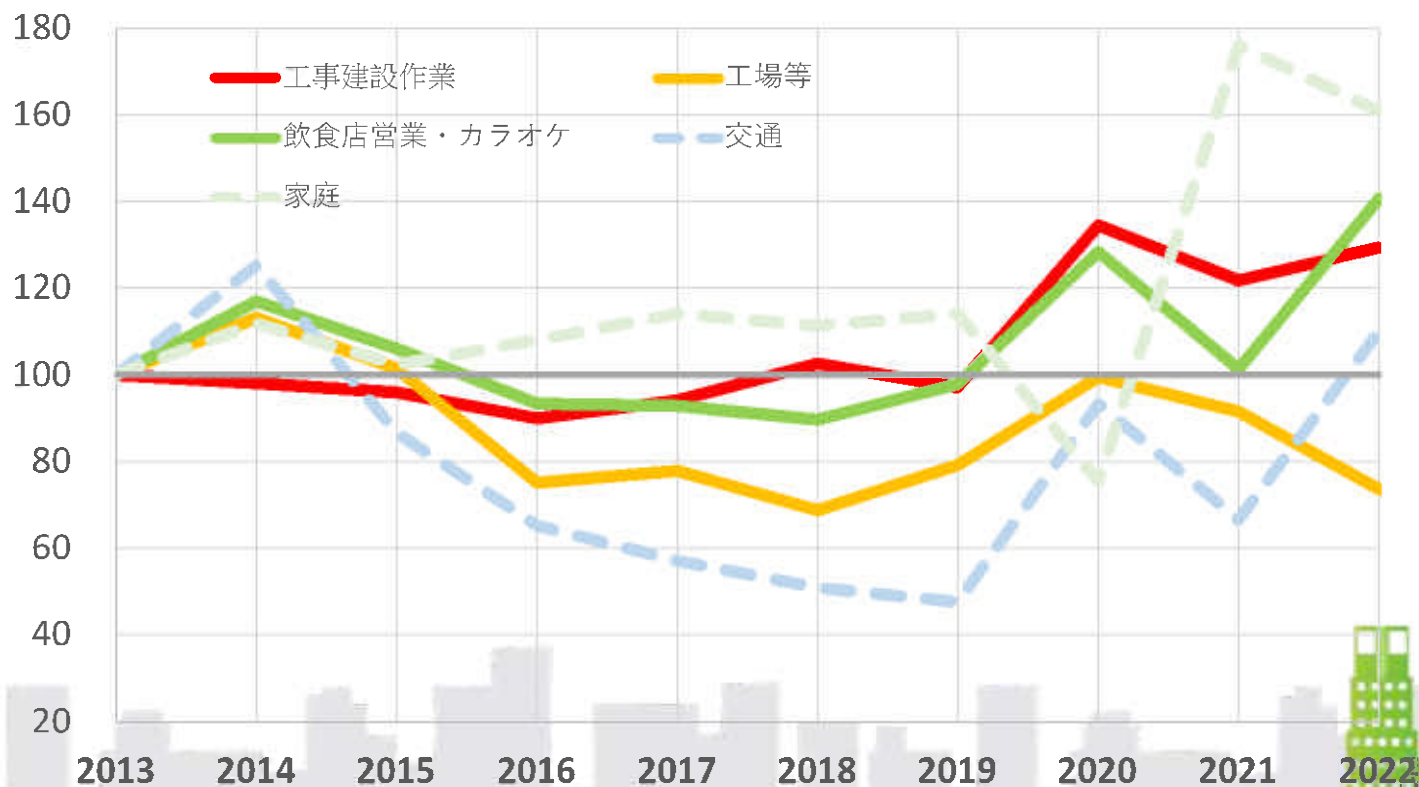
都内騒音苦情の推移(H25～R4)



東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

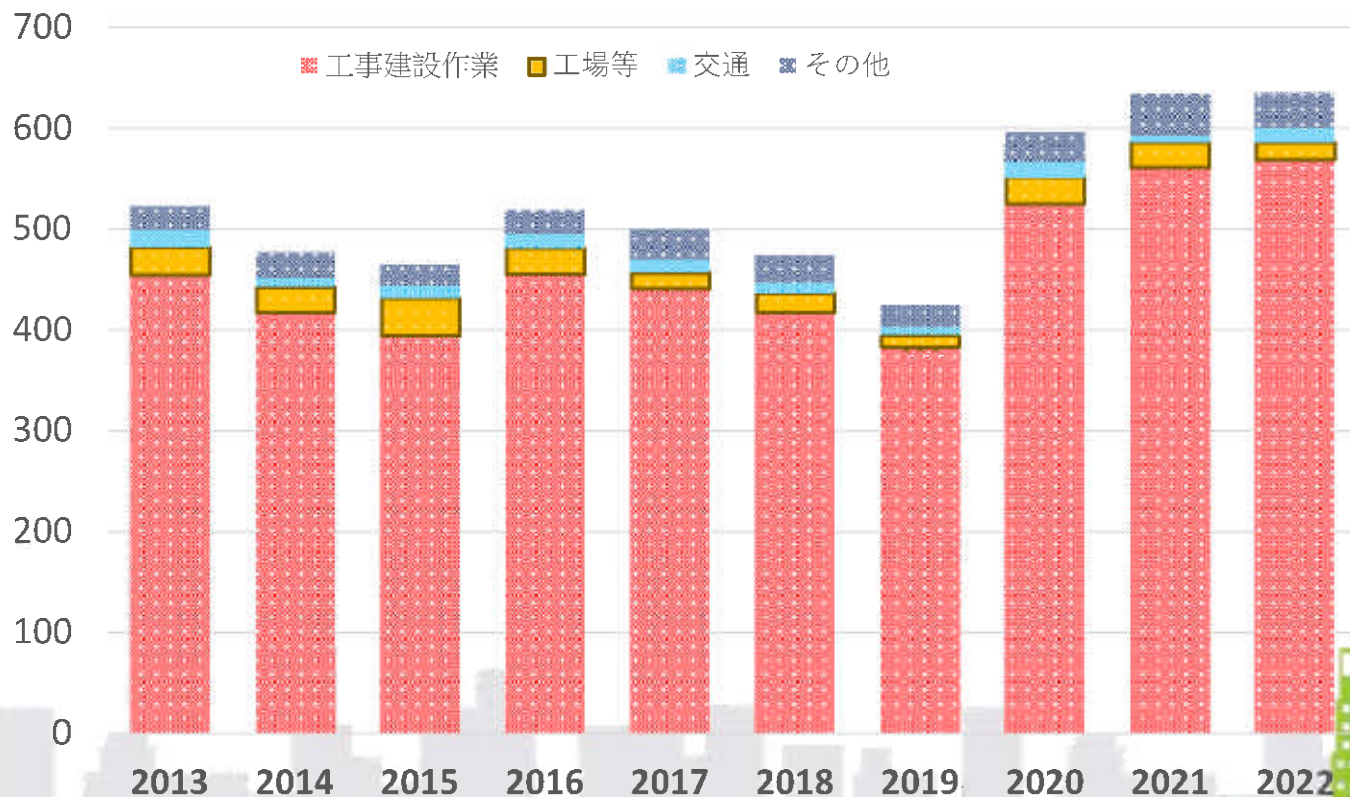
2013年度を100とした場合の苦情件数の推移



東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

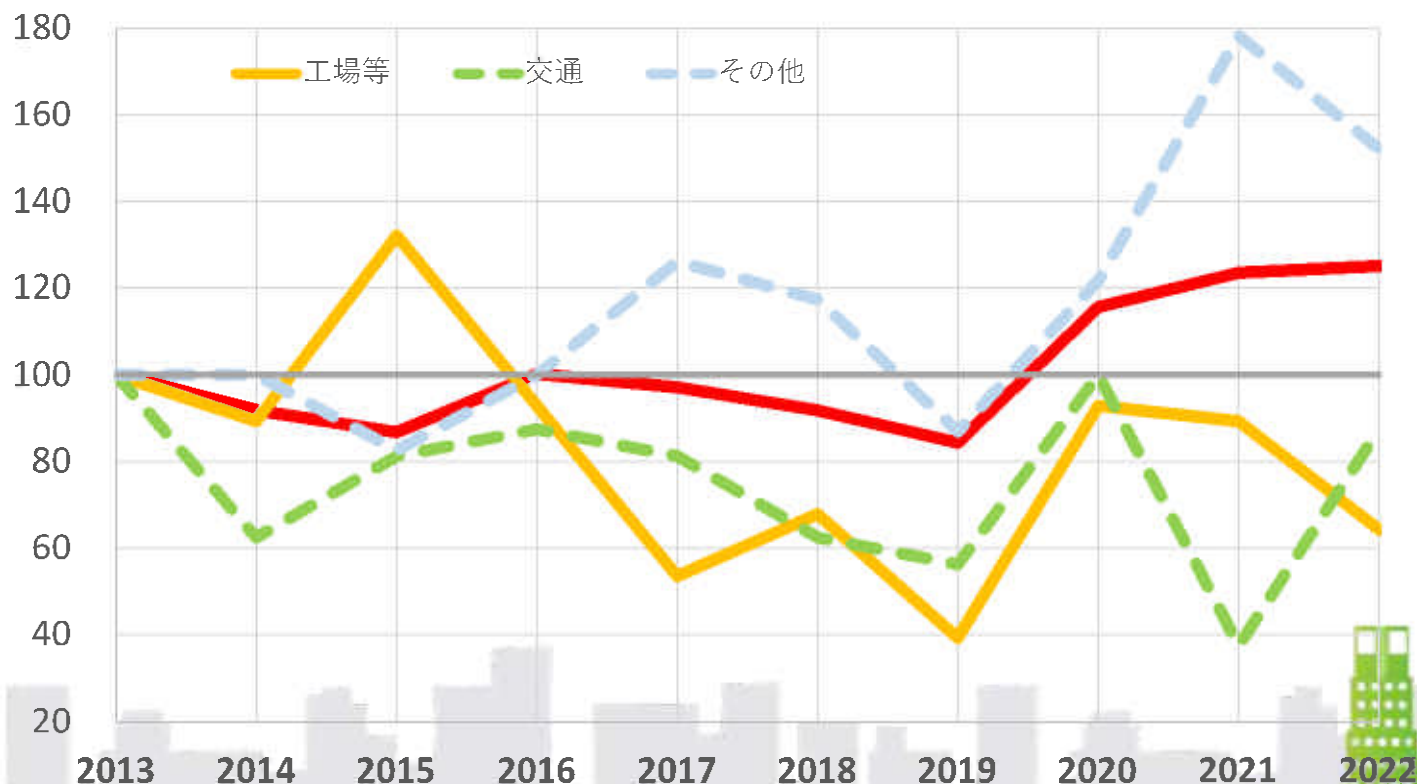
都内振動苦情の推移(H25～R4)



東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

2013年度を100とした場合の苦情件数の推移



東京都公害苦情統計調査より

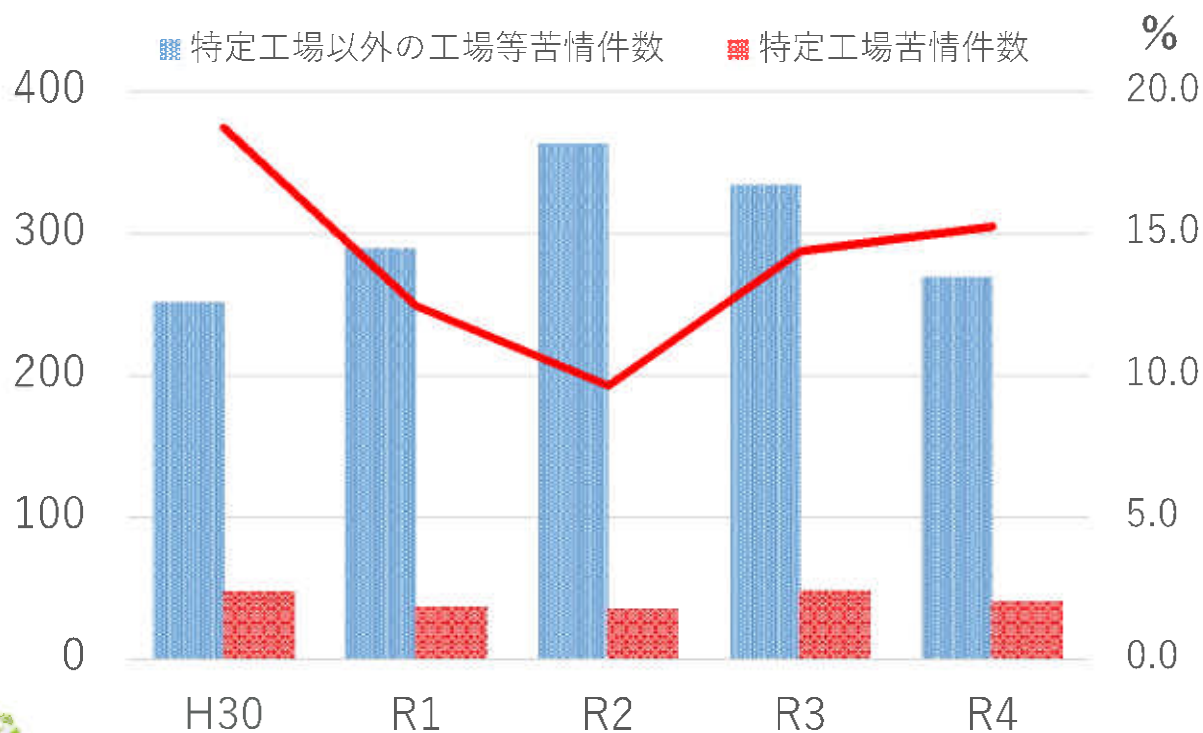
2 特定工場の苦情等と行政対応

都内騒音規制法指定地域内における 特定工場の騒音苦情(H30～R4)

	H30	R1	R2	R3	R4
金属加工機械	23	15	19	20	15
空気圧縮機等	14	8	7	10	13
土石用破碎機等	2	8	1	4	6
織機	1	0	0	0	1
建設用資材造型機械	2	2	4	9	2
穀物用製粉機	1	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	1	0
抄紙機	0	0	0	0	0
印刷機	3	2	2	3	3
合成樹脂用射出成形機	0	1	2	1	1
鋳型造型機	1	0	0	0	0
合計	47	36	35	48	41

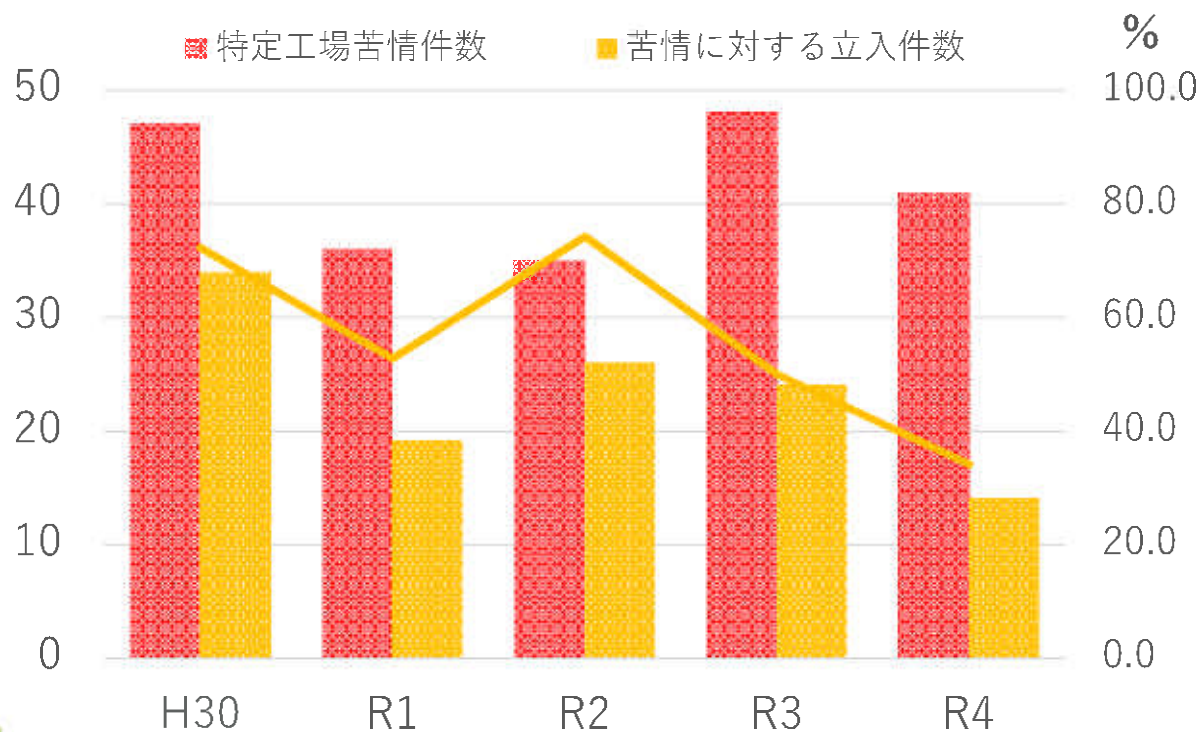
2 特定工場の苦情等と行政対応

都内工場等と特定工場の 騒音苦情件数の推移(H30～R4)



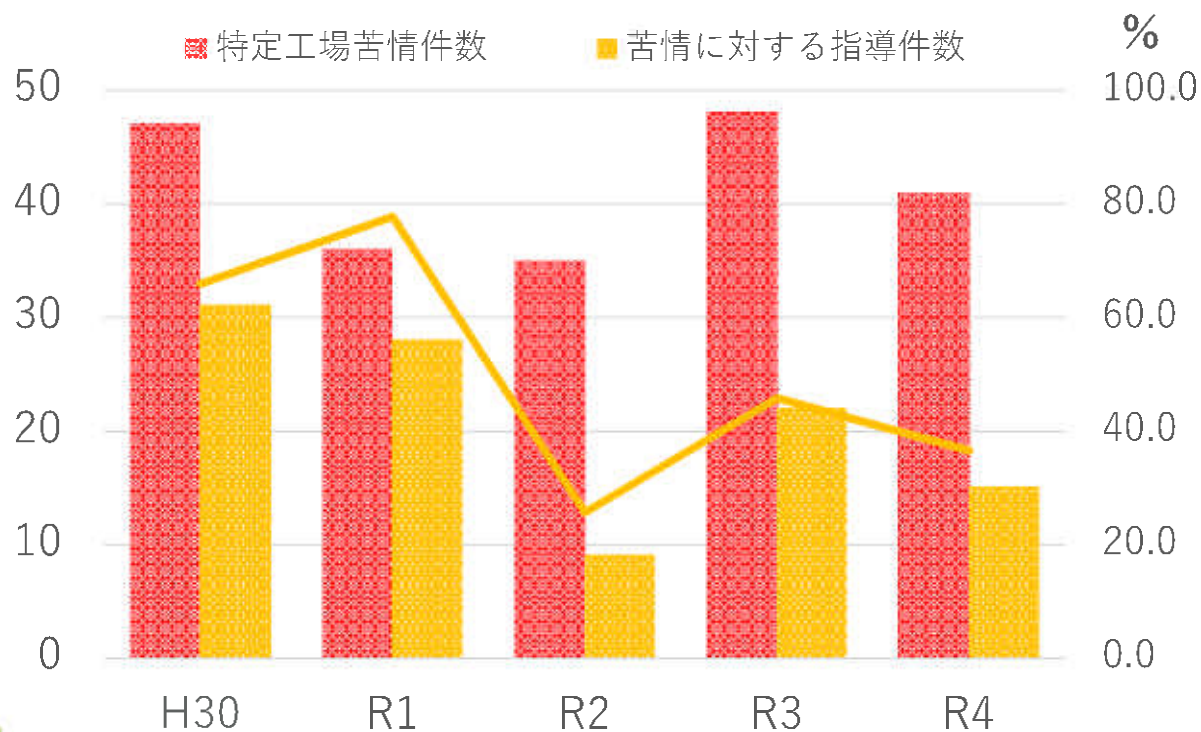
2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の騒音苦情に対する
行政の立入件数の推移(H30～R4)



2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の騒音苦情に対する
行政の指導件数の推移(H30～R4)



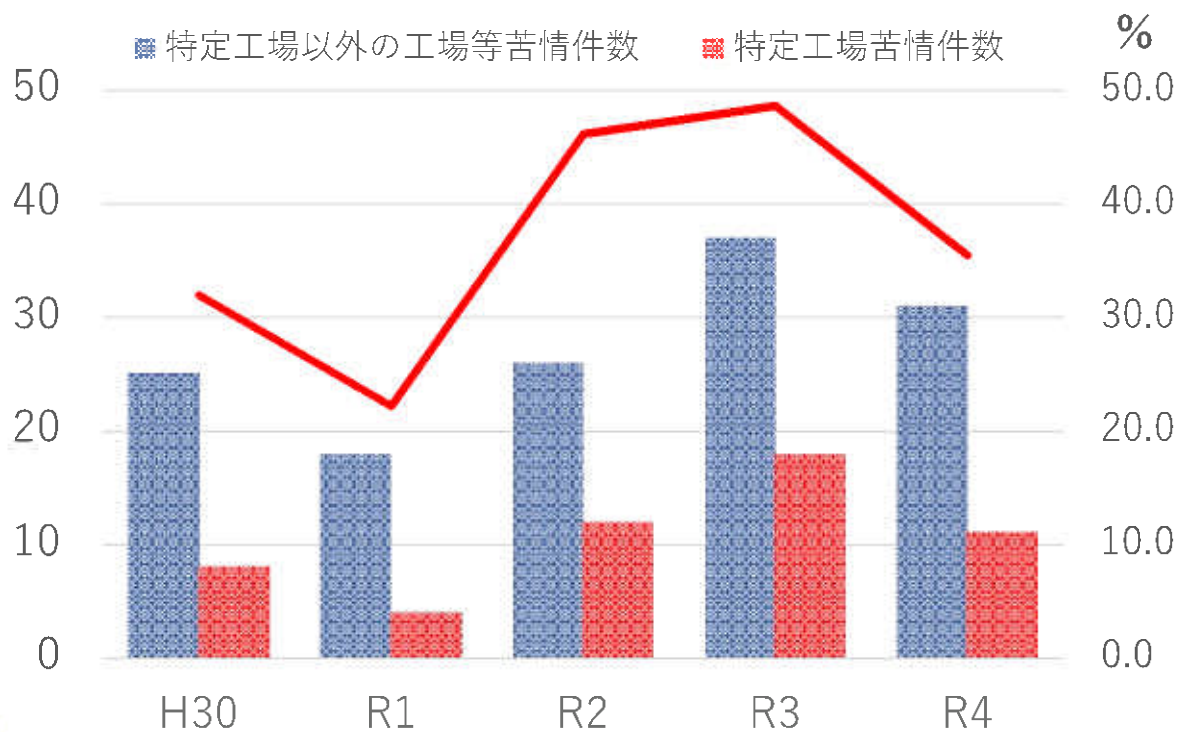
2 特定工場の苦情等と行政対応

都内騒音規制法指定地域内における 特定工場の振動苦情(H30～R4)

	H30	R1	R2	R3	R4
金属加工機械	4	3	10	11	5
圧縮機	0	0	1	6	1
土石用破砕機等	3	1	1	1	4
織機	0	0	0	0	0
コンクリートブロックマシン	1	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	0	0
印刷機	0	0	0	0	0
ロール機	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	1
鋳型造型機	0	0	0	0	0
合計	8	4	12	18	11

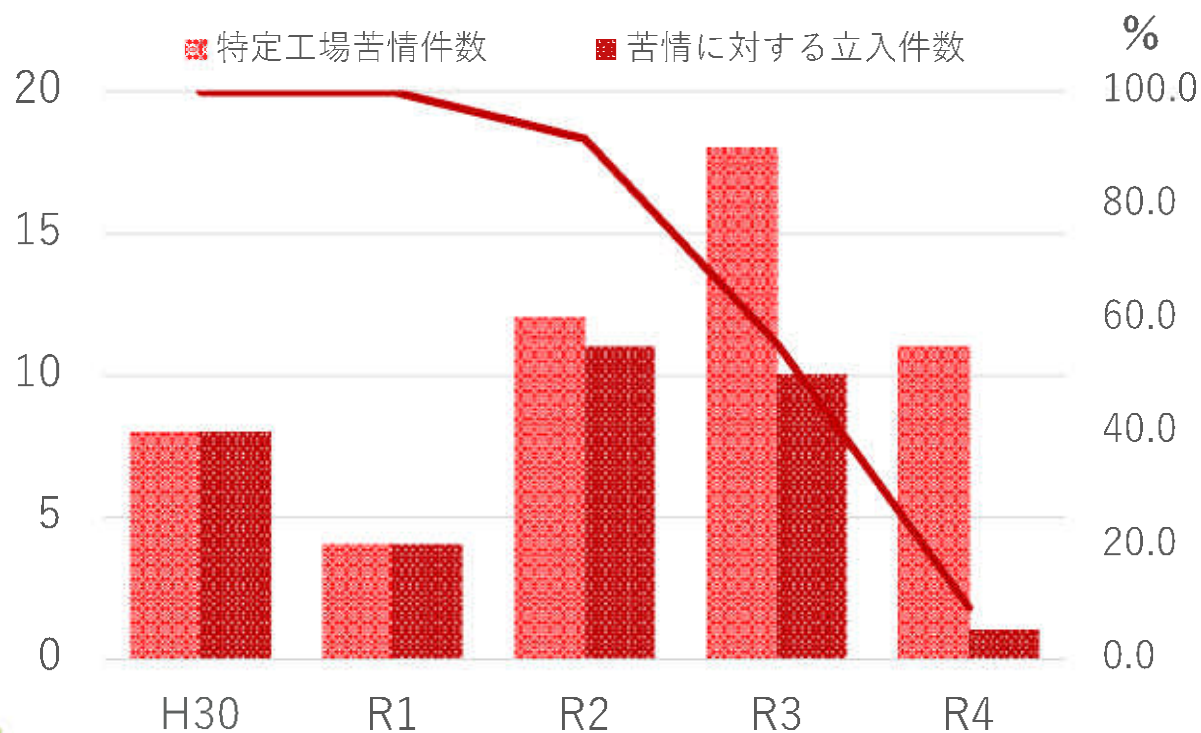
2 特定工場の苦情等

都内工場等と特定工場の 振動苦情件数の推移(H30～R4)



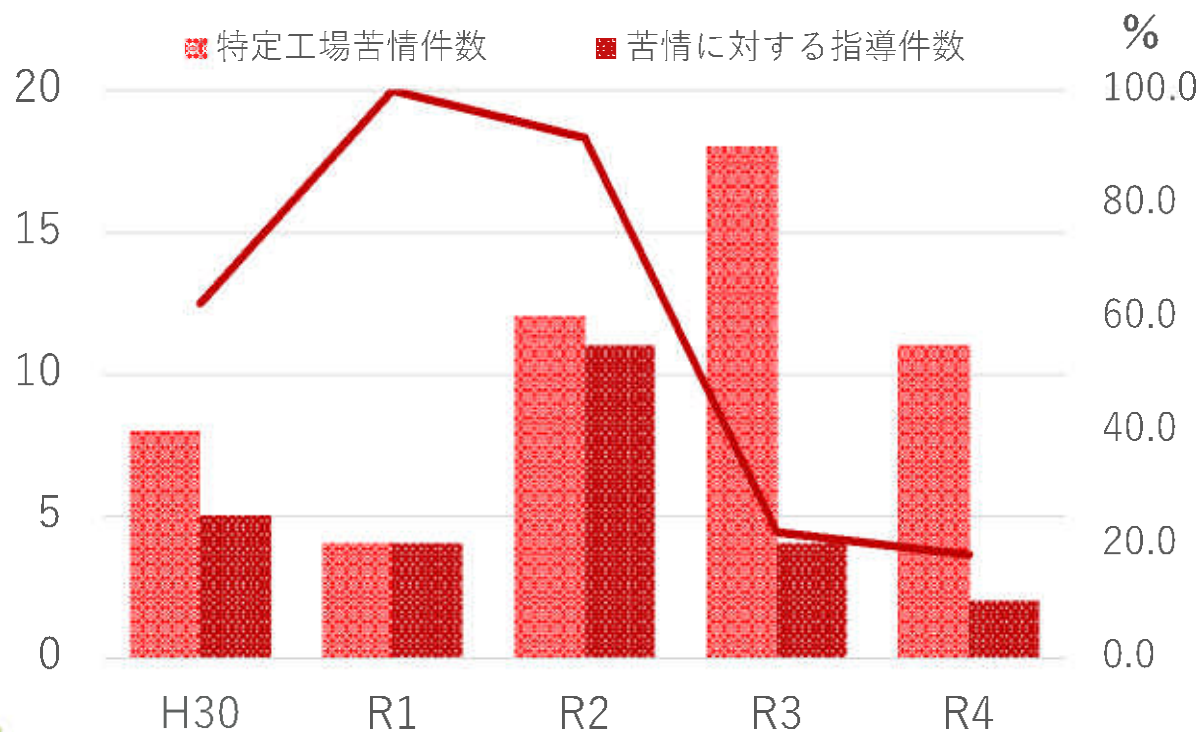
2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の振動苦情に対する
行政の立入件数の推移(H30～R4)



2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の振動苦情に対する
行政の指導件数の推移(H30～R4)



3 騒音規制値の確認

特定工場等に係る規制基準

区域の区分		音量(dB)							
		時間区分							
種別	該当地域	6時	朝 8	昼間 19 20	夕 23	夜間	6		
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域、AA地域、上記地域に接する地先及び水面	40		45		40		40	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、無指定地域、 第1特別地域	45		50		45		45	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 第2特別地域 、上記地域に接する地先及び水面	55		60		55		50	
第4種区域	工業地域、 第3特別地域 上記地域に接する地先及び水面	60		70		60		55	

1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5dBを減じた値とする。



3 騒音規制値の確認

特別地域とは

➤ 規制値が二段階以上離れている区域が接している地域に適用

第1 特別地域

第2種区域規制値を適用

近隣商業地域・商業地域(3種区域)、準工業地域(3種区域)・工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第1種区域に接する地域であって、第1種区域の周囲30m以内の地域

第2 特別地域

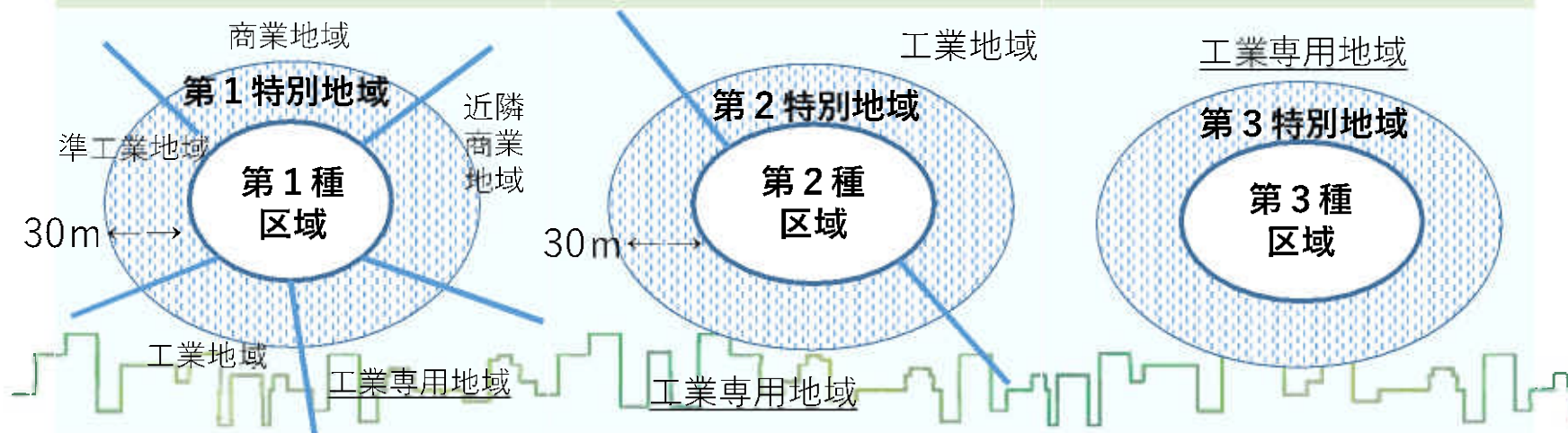
第3種区域規制値を適用

工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第2種区域に接する地域であって、第2種区域の周囲30m以内の地域(※第1種特別地域除く)

第3 特別地域

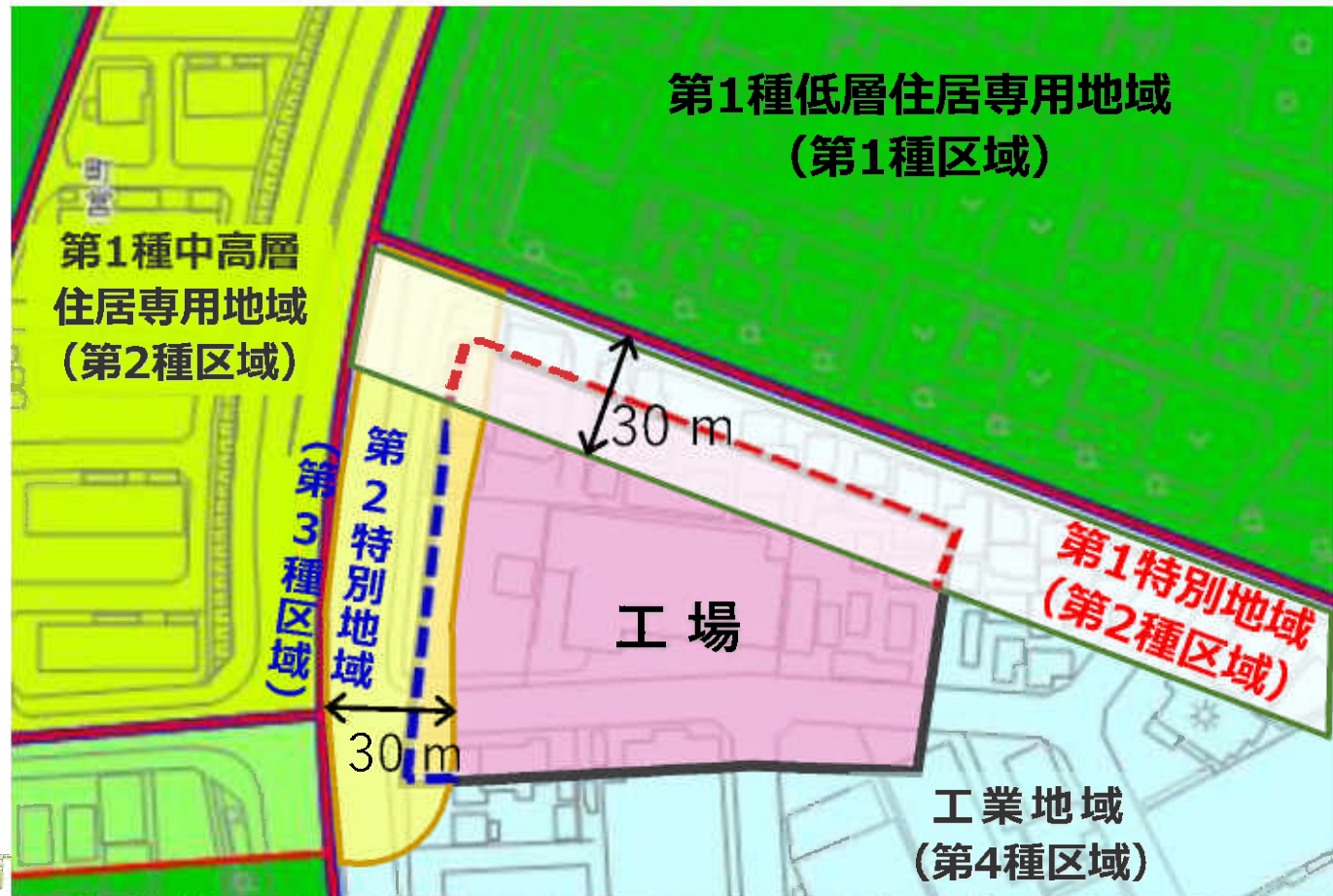
第4種区域規制値を適用

工業専用地域の内、第3種区域に接する地域であって、第3種区域の周囲30m以内の地域(※第1・2種特別地域除く)



3 騒音規制値の確認

特別地域の例



3 騒音規制値の確認

事業場等に係る規制基準の確認

- 1 事業場等の敷地境界の用途地域の確認
- 2 敷地境界からおおむね50m以内に学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園がないか確認
- 3 事業場等の敷地境界から30m以内に規制値が二段階以上離れている用途地域が接しているか確認



おわりに

東京都では快適な環境創出に
取り組んでおります。

ご協力よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

